

独立行政法人日本学術振興会の
平成 28 年度における業務の実績に関する評価

平成 29 年 8 月

文部科学大臣

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本学術振興会	
評価対象事業年度	年度評価	平成 28 年度 (第 3 期)
	中期目標期間	平成 25~29 年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	文部科学大臣			
法人所管部局	研究振興局	担当課、責任者	振興企画課、渡辺正実	
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、岡村直子	

3. 評価の実施に関する事項
平成 29 年 7 月 4 日 独立行政法人日本学術振興会の評価等に関する有識者会議に評価結果等の確認を得るとともに、自己評価結果について、日本学術振興会役員(理事長、理事、監事)及び職員(担当事業部長)からヒアリングを実施し、有識者会議委員から意見を聴取した。
平成 29 年 7 月 7 日~13 日 本評価書(案)について、有識者会議委員から書面にて意見を聴取した。
平成 29 年 7 月 20 日 有識者会議第 2 回を開催し、有識者会議委員から寄せられた意見を反映した本評価書(案)について、同委員の確認を得た。

4. その他評価に関する重要事項
特になし

5. 独立行政法人日本学術振興会の評価等に関する有識者会議 委員名簿
主査：植田憲一 浜松ホトニクス株式会社顧問、電気通信大学企画調査室特任教授、科学技術振興機構さきがけ研究総括、大阪大学レーザーエネルギー研究センター特任教授 佐分晴夫 名古屋経済大学学長、名古屋大学名誉教授 高梨智弘 公認会計士(T&T PARTNERS 会長)、自治医科大学客員教授、慶應義塾大学 SFC 研究所上席所員、日本総合研究所フェロー 鷹野景子 お茶の水女子大学基幹研究院自然科学系教授 山本佳世子 日刊工業新聞社論説委員・編集局科学技術部編集委員

	…実績報告時に法人が記載する項目。
	…評価時に所管課が記載する項目。

1. 全体の評定							
評定 (S、A、B、C、D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況*					
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
		業務の質の向上	A	A	A	A	
		業務運営の効率化	—				
財務内容の改善等	—						
評定に至った理由	法人の活動により、全体として中期計画及び年度計画における所期の目的を上回る成果が得られていると認められるため。						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>○ 日本学術振興会は、<u>限られた人的資源を有効に活用し、効果的かつ効率的な業務運営を行っており、研究者の知的探求心や自由な発想を源泉とした知的創造活動である「学術研究」の振興を目的とした我が国唯一のファンディングエージェンシーとしての役割を十分に果たしている。</u></p> <p>○ <u>科学研究費助成事業（科研費）については、平成 29 年度から実施する新たな審査システムに関し、審査方式の在り方についての検討を積極的に行ったことや、審査システム改革についての意見を広く募集し、集まった約 3000 件の意見等を精査することにより、一層研究者の声を反映した改訂版を取りまとめたことは高く評価できる。</u></p> <p>○ <u>ノーベルプライズダイアログ東京 2017 を開催し、5 名のノーベル賞受賞者を含む 36 名もの当該分野の第一線で活躍する国内外の著名研究者及び有識者の参加を実現するとともに、同時期にアジア太平洋アフリカ地域の大学院生等を対象とした HOPE ミーティングを実施した。両イベントにおいて、国内外の若手研究者に研鑽の機会を提供しつつ社会からの科学への関心を高めていることを世界に向けてアピールしたことは、特筆すべき実績として高く評価できる。</u></p> <p>○ 特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な業務運営が行われていることが認められる。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	法人全体の信用を失墜させる事象等、全体の評定に大きな影響を与える特段の事情はなし。

3. 項目別評価における主要な課題、指摘事項など	
項目別評定で記載した課題、指摘事項	<p>科研費事業において、<u>毎年の審査過程を点検・改良してきた作業の質的発展を目指し、引き続き努力を継続する必要がある。</u>(p23)</p> <p>卓越研究員制度について、研究者としての能力重視の専門的見地からの評価と、雇用環境における他者とのバランスも加味した審査とで評価が分かれた場合など、<u>今後の制度設計の改善に期待したい。</u>(p104)</p>
その他指摘事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事、有識者等からの意見	独立行政法人日本学術振興会の評価等に関する有識者会議において、役員（理事長、理事、監事）等へのヒアリングを実施したほか、「財務諸表及び決算報告書に関する意見書」（監事作成）の提出を受け、監事による重要会議への出席や各書類の閲覧を通して、日本学術振興会の財政状態、運営状況が適正なものと認められることを確認した。
その他特記事項	特になし。

※1 S：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。A：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

※2 平成25年度評価までは、文部科学省独立行政法人評価委員会において総合評定を付しておらず、項目別評価の大項目について段階別評定を行っていたため、この評定を過年度の評定として参考に記載することとする。

様式1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
総合的事項							
学術の特性に配慮した制度運営 評議員会等	A	B	B	B		I-1-1	
自己点検及び外部評価の実施	A	B					
公募事業における電子化の推進							
研究費の不正使用及び研究活動 における不正行為の防止			B	BO		I-1-3	
学術システム研究センター	S	AQ	AQ	AQ		I-1-2	
世界レベルの多様な知の創造							
学術研究の助成							
審査・評価の充実	S	SQ	AQ			I-2-1 (1)	
助成業務の円滑な実施	S	SQ	AQ	AQ			
学術研究助成基金の管理及び 運用	A	AQ	(S*2)				
研究成果の適切な把握及び社会 還元・普及			AQ	SQ		I-2-1 (2)	
助成の在り方に関する検討	(S*1)	(S*1)	SQ				
学術の応用に関する研究の実施	A	BO	AQ	BO		I-2-2	
研究拠点形成促進	A	AQ	BO	BO		I-2-3	
先端研究助成等	A	BO	BO			I-2-4	
強固な国際協働ネットワークの構築							
国際的な共同研究の促進	S	BO	AQ	BO		I-3-1	
国際研究支援ネットワークの形成	A	AQ	SQ	AQ		I-3-2	
世界的頭脳循環の推進とグローバ ルに活躍する若手研究者の育成	A	BO	BO	AQ		I-3-3	
次世代の人材育成と大学の教育研究機 能の向上							
研究者の養成	A	BO	BO	BO		I-4-1	
若手研究者の海外派遣	A	AQ	AQ	AQ		I-4-2	
研究者海外派遣業務							
大学の教育研究機能の向上	A	AQ	AQ	AQ		I-4-3	

*1 「助成業務の円滑な実施」と併せて評価

*2 「助成の在り方に関する検討」と併せて評価

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※平成25年度評価までの評定は、「文部科学省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針」(平成14年3月22日文部科学省独立行政法人評価委員会)に基づく。

また、平成26年度評価以降の評定は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」(平成27年6月30日文部科学大臣決定)に基づく。詳細は下記の通り。

平成25年度評価までの評定	平成26年度評価以降の評定
S: 特に優れた実績を上げている。(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。)	S: 中期目標管理法の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
A: 中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100%以上)	A: 中期目標管理法の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の120%以上とする。)
B: 中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%以上100%未満)	B: 中期目標における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上120%未満)。
C: 中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%未満)	C: 中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
F: 評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。)	D: 中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
総合的事項							
エビデンスに基づいた学術振興体制の 構築と社会との連携の推進							
調査・研究の実施	A	B	B	BO		I-5-1	
広報と情報発信の強化及び成果の 普及・活用	A	B	B	BO		I-5-2	
学術の社会的連携・協力の推進							
前各号に附帯する業務							
国際生物学賞に係る事務	A	B	B	B		I-6-1	
学術関係国際会議開催に係る募金 事務							
野口英世アフリカ賞に係る事務							
II. 業務運営の効率化に関する事項							
組織の編成及び運営							
一般管理費の効率化	A	B	B	B		II	
人件費の効率化							
業務・システムの合理化・効率化							
III. 財務内容の改善に関する事項							
予算、収支計画及び資金計画	A	B	B	B		III	
短期借入金の限度額	-	-	-	-		IV	
重要な財産の処分に関する計画	A	-	-	-		V	
剰余金の使途	-	B	B	B		VI	
IV. その他の事項							
施設・設備に関する計画	-	-	-	-		VII-1	
人事に関する計画	A	B	B	B		VII-2	
職員の研修計画							
人事交流							
人事評定							
中期目標期間を超える債務負担	-	-	-	-		VII-3	
積立金の処分に関する事項	-	-	-	-		VII-4	